

松本山賊焼応援団 規約

平成24年10月30日 制定

平成27年 7月29日 一部改正

(目 的)

第1条 本応援団は、松本の地元グルメとして松本山賊焼を定着させ、松本山賊焼を活用した元気な松本市づくりをめざし事業活動を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 本応援団は、松本山賊焼応援団（以下「本応援団」という）と称する。

(事 業)

第3条 本応援団はその目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ①松本山賊焼の普及に関すること
- ②松本山賊焼を通してのまちづくりに関すること
- ③松本山賊焼を活用した飲食業・宿泊業の活性化に関すること
- ④その他本応援団の目的を達成するために必要な事業

(団 員)

第4条 本応援団は次の団員により組織する。

- ①事業所団員 飲食業者及び宿泊業者及び松本山賊焼に関連する商品を扱う事業所
- ②協賛団員 本応援団の主旨に賛同する飲食業者及び宿泊業者及び松本山賊焼に関連する商品を扱う事業所及び市民

(加 入)

- 第5条 団員となることを希望するものは、役員会の決議を経て所定の手続きにより加入申し込みをしなければならない。
2. 飲食業、宿泊業などの事業所で複数店舗がある場合は店舗毎の加入とする。
 3. 事業所団員には本応援団ののぼり旗1枚と松本山賊焼のミニのぼり旗2セットを配布する。
 4. 協賛団員には本応援団ののぼり旗1枚を配布する。

(入会金・会費)

- 第6条 本応援団に入会する事業所団員は入会金を入会時に納入する。
2. 事業所団員及び個人団員は年会費を別に定める方法により納めなければならない。
 3. 入会金及び年会費の金額は総会の決議を経て定める。

(脱 会)

- 第7条 団員はあらかじめ本応援団に通知し脱会することができる。
2. 本応援団を脱会する時は、入会時に配布されたのぼり旗、ミニのぼり旗セット、団員証を返還しなければならない。

(除 名)

第8条 団員が本応援団の目的に反する行為をしたり団員としての義務に反する行為などをして本応援団の名誉を毀損した場合は総会の決議によりその団員を除名することができる。

(組 織)

第9条 本応援団には役員会の決議により委員会を設置することができる。

(役 員)

第10条 本応援団に次の役員を置く。

団長 1名 副団長 1名 監事 2名
理事 若干名（設置された委員会の正副委員長は理事に就任する）

(役員を選任)

- 第11条 団長及び副団長、監事は、役員会の推薦により総会で選任する。
2. 理事は団長が役員会の同意を得て選任または解任する。

(顧問)

- 第12条 本応援団に顧問を置き、その職を松本旅料飲食団体協議会議長に委嘱する。

(役員職務)

- 第13条 団長は本応援団を代表し業務を処理する。
2. 副団長は団長を補佐し、団長に事故あるときはその業務を代行する。また本応援団の会計を担当する。
3. 理事は、団長及び副団長を補佐し業務を処理する。
4. 監事は、会計監査を行う。

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
2. 任期満了または辞任によって退任した役員は、後継者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
3. 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第15条 総会は、事業所団員により構成される定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し臨時総会は団長が必要と認めたときに開催する。
2. 次に掲げた事項は、団員総会の議決を得なければならない。
① 規約の変更
② 役員の選任及び解任
③ 事業計画及び予算(案)の承認、変更
④ 決算関係書類、事業報告の承認
3. 総会の議長は団長をもってあてる。

(役員会)

- 第16条 本応援団に役員会を置く。
2. 役員会は、団長、副団長、理事をもって組織する。
3. 役員会は、団長が必要と認めたときに召集する。

(事務局)

- 第17条 本応援団の事務局は松本商工会議所に置く。

(事業年度)

- 第18条 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(のぼり旗等)

- 第19条 本応援団ののぼり旗は事業所団員及び協賛団員以外の使用は認めない。
但し特別に使用が必要とする場合は団長又は副団長の承認を経て使用することができる。

附 則

1. この規約は、平成24年10月30日より実施する。
2. 平成24年度に限り事業年度は平成24年10月30日から平成25年3月31日とする。